

平成28年第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月30日（月）午後3時～
2. 開催場所 宇土市役所仮庁舎 2階 会議室
3. 出席委員（22人）

会 長	平岡 孝雄			
委 員	中山 一一	谷山 次則	山下 洋幸	
	西山 正治	鎌賀 和夫	白井 博行	
	境 良一	竹下 清	福島 勝義	
	佐美三 守	岩本 廣海	堀 城	
	益田 信明	芥川 幸子	太田 桂子	
	池田 弘美	今村 康晴	堀内 信也	
	田代 良一	浜口多美雄	小田 寿幸	
4. 欠席委員（3名）

関 健一	岩本 義行	杉内 鍊之
------	-------	-------
5. 議事録署名者指名 平岡議長
議事録署名委員 田代 良一 白井 博行
6. 議 事
 - (1) 議案 第38号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第39号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第40号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (4) 議案 第41号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告 第10号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について
 - (6) その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	沼田 誠		
事務局次長	嶽本 圭司	参事	濱田 綾

8. 会議の概要

事務局長 皆さんこんにちは、さっそくですが定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は、3名の方から欠席の連絡がっております。よって、本日の出席委員数は、25名中22名の出席を頂いておりますので、過半数に達しており、本日の総会は、成立していることをご報告致します。次に会長挨拶となっております。平岡会長よりよろしくお願ひいたします。

平岡会長 こんにちは、どうもお疲れでございます。もう明日から12月に入るわけではありますが、それぞれに本年度は大変な年だったことと思ひます。余すところわずか一か月、それぞれやり残した色々な課題もあろうかと思ひますが、皆さんと共に農業委員会の課題については、委員会を通じて取り組んで行かなければいけないというふうに思っております。また、先だって、都市協議会というものが宇城管内の松橋でありました。その中でも色々話が出ていたのが、農地利用最適化推進委員さんの処遇、対偶についても色々打合せがありました。それぞれの市で、取り組み方に若干の違いは、あるようでございます。宇土の場合もまだまだ課題はありますので、色々打ち合わせをしながら取り組んで行きたいと思っております。本日の議案もありますので、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

事務局長 ありがとうございます。次に、議長選出となっております。議長は、宇土市農業委員会 会議規則第5条により 平岡会長に議長をお願ひ致します。

平岡議長 はい、それでは、平成28年第10回農業委員会総会を開会致します。しばらく本日の会議の議長を務めさせていただきます。まず議事録者署名委員の指名ではありますが、議長において指名するという事でよろしいでしょうか。

全委員 はい、異議なし。

平岡議長 それでは、田代委員さんと白井委員さんにお願ひいたします。

平岡議長 只今より議案審議を行います。まず申請者の確認委員2名のどちらか

の委員さんより申請内容について説明をお願いし、後から事務局から補足説明の上、可否の判断をして頂くという事になっております。各地区の確認委員さん方の説明をよろしくお願い致します。

それでは、今月の議案審議をお願い致します。

まず、議案第38号です。農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する許可審議について、議題と致します。

申請番号1番について、確認委員さんは私と鎌賀委員さんですので、鎌賀委員さんをお願い致します。

鎌賀委員 はい、番号1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記 田、現況 畑が2筆、田が1筆、登記面積3筆合計の1,538 m²、耕作面積9,072 m² 申請面積1,538 m² 所有権有償、譲受理由、規模拡大、譲渡理由、経営縮小、家族2人、権利の種類、売買、以上です。よろしくお願い致します。

平岡議長 鎌賀委員さんの説明が終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。申請地までの通作時間は、5分、農業年数5年、農機具も所有し、農作業従事者2名、主たる作物は、ぶどう・椎茸・インゲン豆になります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号1番について、皆さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号2番について、確認委員は、今村委員さんと境委員さんですので、境委員さんお願い致します。

境委員 2番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書のとおりです。登記、12筆ありまして、10筆が田 2筆が畑になっております。耕作面積19,860 m² 申請面積19,860 m²、貸借

形態は、使用貸借権、譲受理由 その他、譲渡理由 移譲年金です。家族3名、貸借期間は、平成28年11月30日から平成38年12月31日までの10年2ヶ月です。よろしくお願い致します。

平岡議長 堀 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明致します。申請地までの通作時間は、10分、農業年数6年、農機具も所有し、農作業従事者3名、主たる作物は、米・麦・メロンになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号2番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので2番については承認致します。

平岡議長 続きまして、申請番号3番について、確認委員は、堀 委員と佐美三委員さんですので、堀 委員さんお願い致します。

堀 委員 3番を説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記、畑 現況、樹園地、登記面積2筆合計で、8,322㎡ 耕作面積22,139㎡ 申請面積8,322㎡のうち4,161㎡、貸借形態は、所有権有償です。譲受理由 自作地交換、譲渡理由 自作地交換、家族2名、権利の種類、交換となっております。よろしくお願い致します。

平岡議長 堀 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号3番について補足説明致します。こちらは、自作地との交換となっておりますが、申請番号3番、4番につきまして、譲受人と譲渡人が、今まで2分の1の共有名義であった農地を今回お互いに交換し、一人の名義にするという申請です。では、申請番号3番について補足説明します。申請地までの通作時間は、30分、

農業年数65年，農機具も所有し，農作業従事者2名，主たる作物は，みかんになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号3番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので3番についても承認致します。

平岡議長 続きまして，申請番号4番について，確認委員は，堀 委員と佐美三委員さんですので，堀 委員さんお願い致します。

堀 委員 4番について説明致します。譲受人，譲渡人及び土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記，山林 現況，樹園地，登記面積7,426㎡ 耕作面積21,742㎡ 申請面積7,426㎡のうち3,713㎡，貸借形態は，所有権有償，譲受理由 自作地交換，譲渡理由 自作地交換 家族2名，権利の種類，交換になっております。よろしく願いします。

平岡議長 堀 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい，申請番号4番，申請地までの通作時間は，60分，農業年数49年，農機具も所有し，農作業従事者2名，主たる作物は，みかんになります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号4番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので4番については承認を致します。

平岡議長 続きまして，申請番号5番について，確認委員は，堀内委員と池田委員さんですので，堀内委員さんお願い致します。

- 堀内委員 5番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書のとおりです。登記、田 現況、田、登記面積、1,946 m² 耕作面積 16,893 m² 申請面積 1,946 m²、貸借形態、所有権無償です。譲受理由、譲渡理由は親から子へ贈与 家族3名、以上です。よろしく申し上げます。
- 平岡議長 堀内委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願い致します。
- 事務局 はい、申請番号5番について補足説明致します。申請地までの通作距離は、300m、農業年数15年、農機具も所有し、農作業従事者3名、主たる作物は、米・野菜になります。以上です。
- 平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号5番について委員さん方の意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 平岡議長 異議なしということですので5番についても承認致します。
- 平岡議長 続きまして、申請番号6番について、確認委員は、谷山委員と堀内委員さんですので、堀内委員さんお願いします。
- 堀内委員 6番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記、田 現況、田、登記面積2筆合計1,284 m² 耕作面積 20,718 m² 申請面積 1,284 m²、貸借形態、所有権無償です。譲受理由、譲渡理由 親から子へ贈与です。 家族3名、以上です。よろしく申し上げます。
- 平岡議長 堀内委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願い致します。
- 事務局 はい、申請番号6番について補足説明致します。申請地までの通作時間は、5分、農業年数37年、農機具も所有し、農作業従事者3名、主たる作物は、米、なすび、になります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号6番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので6番についても承認致します。

平岡議長 続きまして、申請番号7番について、確認委員は、堀 委員と益田委員さんですので、益田委員さんお願い致します。

益田委員 7番について説明致します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書のとおりです。登記，畑 現況，畑，登記面積 238 m² 耕作面積 7,568 m² 申請面積 238 m²，貸借形態，所有権無償です。譲受理由 規模拡大，譲渡理由 規模縮小 家族2名，権利の種類，贈与です。よろしく申し上げます。

平岡議長 益田委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい，申請番号7番について説明致します。申請地までの通作距離は，3.5km，農業年数35年，農機具も所有し，農作業従事者2名，主たる作物は，たばこ・野菜になります。以上です。

平岡議長 はい，事務局からの説明は終わりました。申請番号7番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので7番については承認致します。

平岡議長 続きまして、申請番号8番について、確認委員は、田代委員と杉内委員さんですので、田代委員さん申し上げます。

田代委員 8番について説明致します。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案

書記載のとおりです。登記, 田 現況, 田, 登記面積 5 筆合計 4, 595 m² 耕作面積 0 m² 申請面積 4, 595. 4 m², 貸借形態, 所有権有償です。譲受理由, 農家創設, 譲渡理由 経営縮小 家族 2 名, 権利の種類, 売買です。よろしくお願ひします。

平岡議長 田代委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい, 申請番号 8 番について補足説明致します。申請地までの通作時間は, 1 0 分, 新規就農であり, 農機具も所有し, 農作業従事者 2 名, 主たる作物は, 米, になります。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。申請番号 8 番について委員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので 8 番についても承認致します。

平岡議長 続きまして, 申請番号 9 番について, 確認委員は, 境 委員と今村委員さんですので, 境 委員さんお願いします。

境 委員 9 番について説明致します。譲受人, 譲渡人, 土地の所在地は議案書のとおりです。登記, 畑 現況, 畑, 登記面積 773 m² 耕作面積 2, 271 m² 申請面積が 773 m², 貸借形態, 所有権無償です。譲受理由, 規模拡大, 譲渡理由は 規模縮小 家族 1 名, 権利の種類, 贈与です。よろしくお願ひします。

平岡議長 境 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい, 申請番号 9 番について説明致します。申請地は, 自宅の隣接地であり, 農業年数 4 0 年, 農機具はリースで確保し, 農作業従事者 1 名, 主たる作物は, 米・柿・野菜になります。以上です。

平岡議長 はい, 事務局からの説明は終わりました。申請番号 9 番について委

員さん方の意見はありませんか

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしということですので9番については承認致します。

以上で、議案第38号については、9件すべて承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして、議案第39号です。農地法第4条の規定による農地転用の権利移動を伴う許可申請に対する審議について議題と致します。

平岡議長 まず、申請番号1番について 確認委員は、福島委員さんと芥川委員さんですので、福島委員さんをお願い致します。

福島委員 申請番号1番について、説明致します。申請人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 田、現況 畑、登記面積1,982㎡ 転用目的、共同住宅、3棟 540.34㎡です。以上でございます。

平岡議長 はい、福島委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。地図は7ページです。申請人は、椿原町に居住する個人であり、農地を利用して収入を得るため賃貸住宅の計画をしたところ、申請地が住環境の整った地区で適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、宅地化の状況からみて、第3種農地の要件の区域に近接する農地であり、その規模が概ね10ヘクタール未満であるので、第2種農地になると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号1番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番についても承認を致します。

以上で、議案第39号について、承認を得ましたので、許可書の交付を行います。

平岡議長 続きまして、議案第40号です。農地法第5条の規定による農地転用の権利移動を伴う許可申請に対する審議について議題と致します。

平岡議長 申請番号1番について 確認委員は、福島委員さんと芥川委員さんですので、はい、福島委員さんお願いします。

福島委員 1番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 田、現況 田、登記面積、925㎡です。権利の種類、所有権有償、売買。転用目的、アパート1棟221.01㎡以上です。

平岡議長 福島委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明致します。地図は12ページです。申請人は、宇城市で不動産業を営む法人であり、申請地が、住環境に優れていると判断して、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途区域であるため、第3種農地になると思われれます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号1番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、1番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号2番について 確認委員は、谷山委員さんと堀内委員さんですので、はい、谷山委員さんお願いします。

谷山委員 2番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 畑、現況 畑、登記面積、334㎡、内転用面積334㎡、権利の種類、所有権無償、贈与です。転用目的、

個人住宅 133.57 m²以上です。よろしくお願ひします。

平岡議長 谷山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願ひ致します。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明致します。地図は13ページです。申請人は、神馬町に居住する個人であり、熊本地震によりこれまで住んでいたアパートが被災したため、これを機にマイホーム建築を考え土地を探していたところ申請地が、自然豊かな環境と利便性に優れていると判断して、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途区域であるため、第3種農地になると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号2番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、2番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号3番について 確認委員は、西山委員さんと山下委員さんですので、はい、西山委員さんお願ひします。

西山委員 3番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 畑、現況 畑、登記面積、2筆合計が3,794 m²内転用面積同じく3,794 m²です。権利の種類、所有権有償、売買です。転用目的、食肉加工工場です。1,111.70 m²以上です。よろしくご審議お願ひします。

平岡議長 はい、西山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願ひ致します。

事務局 はい、申請番号3番について補足説明致します。地図は14ページです。申請人は、熊本市で食肉製品の製造等を営む法人であり、熊本地震により城南町にある工場が被災し、補修工事をしながら稼働している状態のため移転する計画をしたところ申請地が、上下水道

が完備されており、現在の従業員の通勤距離的にも適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われる。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号3番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、3番については承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号4番について 確認委員は、福島委員さんと芥川委員さんですので、福島委員さん。

福島委員 4番について、説明致します。申請人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 畑、現況 畑、登記面積 529 m²ですうち転用面積 529 m²、権利の種類は、使用貸借権、設定、転用目的、個人住宅、51.34 m²です。以上です。

平岡議長 福島委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号4番について補足説明致します。地図は15ページです。申請人は、旭町に居住する個人であり、熊本地震により自宅が被災したため、建て替えの土地を探していたところ、申請地が現在の住まいと近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地になると思われる。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号4番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、4番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号5番について 確認委員は、福島委員さんと芥川委員さんですね。福島委員さんいけますか。

福島委員 はい、5番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書のとおりでございます。登記 田、現況 田、登記面積、4筆合計の1,937 m²内転用面積1,937 m²、権利の種類、賃借権、設定。転用目的、保育園仮施設379.08 m²、これは、一時転用となっておりますがよろしくお願ひします。

平岡議長 はい、福島委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 申請番号5番について補足説明致します。地図は16ページです。申請人は、保育園の経営等を行う社会福祉法人あり、熊本地震により保育園施設が被災し、建て替えが必要となったため、仮施設を建設する土地を探していたところ、申請地が現在の保育園と近く適していると考え、今回の転用申請となりました。転用期間は、新しい保育園が出来るまでの3年間の一時転用となります。申請地は、複数の筆からなりますが、道路に隣接する部分が、第3種農地、隣接しない部分が第2種農地になります。第3種農地は、上下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、かつ500メートル以内に宇土小学校及びエンゼル保育園があるため要件を満たしています。また、第2種農地は宅地化の状況からみて第3種農地の要件の区域に近接する農地であり、その規模が概ね10ヘクタール未満であるので、要件を満たしております。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号5番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、5番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号6番について 確認委員は、西山委員さんと山下委員さんですので、はい、西山委員さんお願いします。

西山委員 申請番号6番について説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 畑，現況 畑，登記面積 457 m²，うち転用面積 457 m²です。権利の種類は、所有権有償，売買，転用目的，資材置場です。よろしくご審議お願い致します。

平岡議長 西山委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号6番について補足説明致します。地図は17ページです。申請人は、花園町で電気工事を営む個人であり、現在の資材置場が手狭になり、申請地が自宅に近く適していると考え、今回の資材置場としての転用となりました。申請地は、第1種農地，第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号6番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、6番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号7番について 確認委員は、西山委員さんと山下委員さんですので、はい、西山委員さん。

西山委員 7番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は、議案書記載のとおりです。登記 田，現況 雑地，登記面積 131 m²，うち転用面積 131 m²，権利の種類は、所有権有償，売買，転用目的は、宅地保全擁壁です。よろしくお願いします。

平岡議長 山下委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号7番について補足説明致します。地図は18ページです。申請人は、岩古曾町に居住する個人であり、熊本地震で住宅敷地の擁壁が一部崩壊し、建物の基礎部分の補強が必要となり、宅地保全のための擁壁を設置することとしました。地震後、余震も相次ぎ緊急を要したため、既に施工済みであり始末書添付の案件となります。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号7番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、7番についても承認を致します。

平岡議長 続きまして、申請番号8番及び9番について、こちら2件は、関連案件ですので、続けて説明をお願いします。確認委員は、山下委員さんと西山委員さんですので、はい、山下委員さんお願いします。

山下委員 8番・9番について説明致します。譲受人、譲渡人、土地の所在地、議案書記載のとおりです。8番は、登記 畑、現況 雑地、登記面積 123 m²、うち転用面積 123 m²、権利の種類、所有権有償、売買、転用目的は、駐車場です。9番、同じく議案書記載のとおりです。登記 畑、現況 畑、登記面積 299 m²、うち転用面積 299 m²、権利の種類、所有権有償、売買、転用目的は、個人住宅です。よろしくお願ひ致します。

平岡議長 山下委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願い致します。

事務局 はい、申請番号8番・9番について補足説明致します。地図は19ページです。申請人は、熊本市に居住する個人であり、熊本地震により自宅が被災したため、建て替えの土地を探していたところ、申請地が住宅に適していると考え、申請番号8番の土地に駐車場を9

番の土地に個人住宅を計画し、今回の転用申請となりました。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

平岡議長 事務局からの補足説明は終わりました。
申請番号8番及び9番について、委員さん方の意見はありませんか。

全委員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、8番及び9番についても承認を致します。以上で、議案第40号については、9件すべて承認を得ましたので、3,000㎡未満は許可書の交付を行い、3,000㎡を超えた案件については、県ネットワーク機構、常設審議委員会へ諮問致します。

平岡議長 続きまして、議案第41号です。農用地利用集積計画の同意について、を議題と致します。
それでは、事務局の方から説明をお願い致します。

事務局 それでは、説明致します。番号162番、借り手貸し手、物件の所在は、議案書記載のとおりです。地目、樹園地、面積が、16,226㎡の内2,300㎡、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間の賃貸借権の再設定となっており、借賃は1筆2,300㎡当り、23,000円となっております。続きまして、163番号、借り手貸し手、物件の所在は、議案書のとおりです。地目、樹園地、面積が2筆計の17,060㎡で、平成28年12月1日から平成38年11月30日までの10年間の賃貸借権の設定となっており、借賃は2筆で15,000円となっております。続きまして、同ページの下の方になりますが、利用権設定等の状況一覧表となっております。続きまして、23ページです。こちらのページ左側が今月の農用地利用権設定となっております。合計だけを読み上げますと利用権設定が、19,360㎡行われております。ページ右側が、1月からの累計となっております。合計だけを読み上げますと利用権の設定が、483,213㎡、所有権の移転が、3,983㎡行われております。以上です。

平岡議長 事務局からの説明は終わりました。委員さん方の意見はありませんか。

全員 異議なし。

平岡議長 異議なしという事ですので、議案第41号については、同意を致します。以上で議案第41号については同意したことを市へ通知致します。

平岡議長 次に、報告第10号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告について、を議題とします。それでは、事務局より報告をお願いします。

事務局 報告致します。番号1番、解約農地は議案書のとおりです。地目が6筆とも田で、面積が11,630㎡です。賃貸人、賃借人も議案書のとおりです。平成28年11月10日付け、3条申請のための解約となっております。番号2番、解約農地は議案書のとおりです。地目、田、面積、2,441㎡で、賃貸人、賃借人も議案書のとおりです。平成28年11月10日付け、3条申請のための解約となっております。番号3番、解約農地は議案書のとおりです。地目が4筆ともに田で、面積が、4筆計の7,995㎡で、賃貸人、賃借人も議案書のとおりです。平成28年11月10日付け、3条申請のための解約となっております。番号4番、解約農地は議案書のとおりです。地目が3筆とも田で、面積が、3筆計の1,538㎡で、賃貸人、賃借人も議案書のとおりです。平成28年11月11日付け、3条申請のための解約となっております。番号5番、解約農地は議案書のとおりです。地目、樹園地、面積、7,426㎡で、賃貸人、賃借人も議案書のとおりです。平成28年11月11日付け、3条申請のための解約となっております。以上です。

平岡議長 以上で、報告第10号については、事務局からの報告を終わります。

平岡議長 以上で、予定しました案件はおかげさまで、すべて承認いたしました。その他であります。事務局から何か連絡がありましたらよろしくお願いします。

事務局 今回は、事務局からは何もありませんので、閉会を佐美三副会長にお願い致します。

佐美三副会長 お疲れ様でした。それでは、第10回農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

平成28年11月30日

議 長
議事録署名人
議事録署名人